

各所属所長 様

公立学校共済組合静岡支部長

被扶養者認定取消に係る取扱いの変更について（通知）

このことについて、下記のとおり変更することとしたので通知します。
については、貴所属所組合員に周知願います。

記

1 変更の概要

被扶養者の認定においては、認定基準年額（(表)①）以上の収入が恒常的にある者については、認定要件を満たさないものとされている。

現行では、パートやアルバイト等で月々の収入が安定しない被扶養者については、毎月の収入を確認し、3か月の収入の平均が認定基準月額（(表)②）以上となり、その後も引き続き雇用される場合には、認定基準年額以上の収入が恒常的にあると見込まれるものと判断し認定を取り消している。

今回、判断基準を見直し、今後は、月収が認定基準月額以上となる月が3か月間連続し、その後も引き続き雇用される場合に、認定基準年額以上の収入が見込まれるものとし、認定を取り消すこととする。

なお、3か月連続で認定基準月額以上とならない場合であっても、年収が認定基準年額以上となった場合には、認定を取り消す。

また、認定取消となった後に、年収が認定基準年額未満となり、かつ、月収が3か月連続して認定基準月額未満となった場合には、恒常的な収入は認定基準年額未満になったものと判断し、再認定できるものとする。

(表)認定基準額

被扶養者の区分		①認定基準年額	②認定基準月額 (①÷12月)
1	2以外の者	1,300,000円	108,334円
2	障害を支給事由とする公的年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者	1,800,000円	150,000円

2 取消日及び再認定日

(1) 取消日

ア 月収が3か月間連続して認定基準月額以上となった場合は、3か月目の収入のあった日(給与支給日等)の翌日とする。

イ 3か月連続で認定基準月額以上とはならないが、年収が認定基準年額以

上となった場合は、認定基準年額以上となった月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日とする。

(注) 被扶養者の取消日は扶養手当の取消日とは異なるため、扶養手当の認定が取り消されても、被扶養者としては継続して認定されることがある。

(2) 再認定日

ア 上記2(1)アにより取消となった場合は、月収が3か月間連続して認定基準月額未満となる月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日とする。

イ 上記2(1)イにより取消となった場合は、年収が認定基準年額未満となり、かつ、月収が3か月間連続して認定基準月額未満となる月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日とする。

ウ ア及びイの日から30日を経過して所属所が被扶養者認定・取消申告書を受け付けた場合は、所属所受付年月日とする。

(注) 被扶養者の再認定日は扶養手当の再認定日とは異なるため、扶養手当の認定をされても、被扶養者とはならないことがある。

※ 取消日及び再認定日については別紙1「取消・再認定例」参照

3 賞与の取り扱い

賞与は、支給された月の収入とし、支給月以外に割り振ることはしない。

4 事務処理

事務処理は、別紙2「事務処理について」により行う。

5 被扶養者の収入額等資格の確認

所属所長は、組合員の被扶養者の収入額等を毎月確認する。

6 適用日

平成25年10月1日

なお、平成25年8月から収入が継続してある場合は平成25年10月分収入を3か月目とし適用する。

7 その他

この扱いは、扶養手当の認定基準とは異なるので、事務処理については充分注意すること。

担当 福利課共済班資格・給付担当
電話 054-221-3135・3136